

監査結果公表第26-2号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成26年5月29日

八尾市監査委員	田 中	清
同	八 百	子
同	杉 本	康 夫
同	小 林	春 貢

記

1 措置の通知

平成25年度定期監査（市議会事務局）の結果に対する措置の通知
平成26年5月19日付け 八議第111号

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号
八尾市監査事務局
電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

定期監査の結果に対する措置の内容

市議会事務局

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約事務について 契約相手方から提出された業務再委託申請書に、契約書で定められている必要事項の一部の記載がなく、また、再委託申請書受領後に文書による承諾が行われていないものが見受けられたので、適切な事務処理に改めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 26 年 4 月 1 日） 平成 26 年度の契約において、再委託申請書に契約書で定められた必要事項が記載されていることを確認するとともに、その承諾にあたっては、文書により行うよう改めました。</p>
<p>2 文書事務について 伺書において、決裁過程において必要な決定者の押印がされておらず、また、起案内容と直接関係のない内容の記載がされているものが見受けられたので、今後適切な事務処理に努めること。</p>	<p>措置状況 1. 措置済（平成 26 年 4 月 1 日） 伺書の決裁等については、八尾市事務処理規程等に基づいた適切な処理を行うよう改めました。</p>